

告 示 第 5 号

令和7年1月15日

公益財団法人かごしま教育文化振興財団

理事長 森 博幸

電子複写機の賃貸借契約に係る制限付き一般競争入札の実施及び入札に参加する者の資格について

鹿児島市民文化ホール及び谷山サザンホールにおける電子複写機の賃貸借契約に係る制限付き一般競争入札に参加する者に必要な資格を、次のとおり定めたのでお知らせします。

なお、本契約に係る制限付き一般競争入札に参加する資格を得ようとする者は、下記要領により制限付き一般競争入札参加資格審査申請書及び関係書類を提出してください。

## 記

### 1 入札に付する事項

(1) ア 業務名 鹿児島市民文化ホール電子複写機賃貸借

イ 契約期間（長期継続契約：5年間）

契約締結の日から令和12年2月28日まで

準備期間：契約締結の日から令和7年2月28日まで

履行期間：令和7年3月1日から令和12年2月28日まで（60月）

(2) ア 業務名 谷山サザンホール電子複写機賃貸借

イ 契約期間（長期継続契約：5年間）

契約締結の日から令和12年2月28日まで

準備期間：契約締結の日から令和7年2月28日まで

履行期間：令和7年3月1日から令和12年2月28日まで（60月）

### 2 資格要件

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日（以下「公告日」という。）から落札決定の日（以下「落札日」という。）

までの間において、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成11年4月16日制定）その他の鹿児島市で定める指名停止に関する規程に基づく指名停止又は鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (4) 鹿児島市の令和6年度業務委託等入札参加有資格者名簿において、大分類「10 物品の賃貸借」のうち、小分類「01 電算・事務機器賃貸借」に登録があり、指名競争入札参加資格を有する者であること。
- (5) 鹿児島市内に主たる事務所又は営業所を有する法人であること。
- (6) 期限の到来している市税を完納していること。

### 3 入札参加希望の申請方法等

- (1) 本入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を所定の期日までに持参のうえ理事長に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、所定の期日までに申請書等を提出した者で、入札参加資格があると認められたものでなければ、本入札に参加することができない。
  - ア 制限付き一般競争入札参加資格審査願（様式あり）
  - イ 提供機器（様式あり）及び提供機器の詳細の分かるカタログ
  - ウ 鹿児島市税に係る納税証明書（写しでも可）
- (2) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出された申請書等は、返却しない。

### 4 申請書等の交付及び受付期間等

- (1) 交付及び受付期間  
公告日から令和7年1月29日（水）まで（火曜日を除く。）
- (2) 交付及び受付時間  
午前9時30分から午後6時まで（火曜日を除く。）
- (3) 交付及び受付場所  
鹿児島市城山町5番1号  
公益財団法人かごしま教育文化振興財団 事務局  
（かごしま近代文学館・かごしまメルヘン館2階）
- (4) 提出部数  
各1部
- (5) その他  
交付する用紙は、全て公益財団法人かごしま教育文化振興財団ホームページにおいて入手することができる。

## 5 入札参加資格の審査及び通知等

入札参加資格は、提出された申請書等により審査し、その結果は令和7年2月4日(火)までに通知する。

## 6 仕様書等の閲覧等及び質疑応答

(1) 本貸借業務の仕様書(以下「仕様書」という。)は公告日から令和7年2月4日(火)までの間、当財団ホームページにおいて閲覧に供する。

(2) 仕様書に関して質問がある場合には、質問書様式に質問事項を記載し、電子メールで送付して行わなければならない。

### ア 受付期間及び受付時間

公告日から令和7年1月23日(木)午後6時まで

### イ 受付電子メールアドレス

E-mail:zaidan@k-kb.or.jp

### ウ 質問書様式交付場所

当財団ホームページにおいて入手することができる。

(3) (2)に対する回答は、令和7年1月27日(月)までに電子メールにて回答するほか、当財団ホームページ上に質問の内容とその回答を掲載する。

## 7 入札説明会

実施しない。

## 8 入札の日時、場所等

### (1) 日時

令和7年2月5日(水)

ア 鹿児島市民文化ホール 14時00分

イ 谷山サザンホール 14時15分

### (2) 場所

鹿児島市城山町5番1号

かごしまメルヘン館 地階 メルヘンホール

(3) 入札参加者は、入札前に入札参加資格を有することの審査通知書の写しを担当職員に提示しなければならない。

## 9 入札書の記載方法

(1) 入札書に記載する金額は、複写単価にそれぞれの仕様書記載の使用見込枚数を乗じて得た額及び賃貸借料(月額)の合計額(以下「入札総価額」という。)を見積もって記載すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相

当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 10 積算内訳書の提出

- (1) 入札に際して、入札総価額の算定基礎となった積算内訳書を提出すること。
- (2) 積算内訳書には、次の単価及び金額等を記載すること。
  - ア モノクロ及びカラーの枚数毎の複写単価及び設定枚数（但し、使用見込枚数を超える枚数毎の単価設定についても記入すること）
  - イ 枚数毎に設定した複写単価に使用見込枚数を乗じた金額
  - ウ 賃貸借料（月額）
  - エ 入札総価額（入札書記載金額）
- (3) 積算内訳書に記載する複写単価は、小数点第2位までとする。(2)のイに掲げる金額のモノクロ及びカラーの合計額（積算内訳書様式「①」の金額）に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

#### 11 入札方法

- (1) 代理人をもって入札をしようとする者は、入札前に委任状を提出しなければならない。
- (2) 入札に際しては、入札書と共に10に規定する積算内訳書を提出しなければならない。なお、入札書及び当該積算内訳書には入札者の記名押印をしなければならない。
- (3) 入札執行回数は、3回までとする。
- (4) 電報、郵便及びファクシミリによる入札は認めない。

#### 12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、鹿児島市契約規則第5条第3号の規定に準じて免除とする。
- (2) 契約保証金は、契約額を12月分に換算した額の100分の10とする。ただし、過去2年の間に国、地方公共団体、独立行政法人とその種類及び規模を同じくする契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは免除する。

#### 13 最低制限価格

設定しない。

#### 1.4 開札の日時及び場所

開札は、8の日時及び場所において行う。

#### 1.5 入札の無効等

(1) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札に参加する資格のない者及び申請書に虚偽の記載をした者のした入札
- イ 委任状を持参しない代理人のした入札
- ウ 記名押印のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札
- エ 2以上の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- オ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- カ 入札金額以外の記載事項について訂正し、訂正事項に訂正印のない入札書による入札
- キ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
- ク 明らかに連合によると認められる入札
- ケ 入札金額と10に規定する積算内訳書に記載された入札総価額とが異なる入札
- コ その他入札に関する条件に違反した入札

(2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。

(3) くじによる落札決定において同価入札をした者は、くじを辞退することはできない。

(4) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

#### 1.6 落札者の決定方法

(1) 予定価格の範囲内である入札をした者のうち、入札書記載の入札総価額が最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(2) 契約は、10に規定する積算内訳書に記載されている単価等で行うものとする。

#### 1.7 契約締結の申出期限等

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約に必要な書類を提出しなければならない。

#### 1.8 予算の減額又は削除に伴う解除等

本入札は、地方自治法第234条の3及び鹿児島市契約規則第21条の2の例による長期継続契約に係る入札であり、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、鹿児島市との協定予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当財団は、本契約を変更し、又は解除することができる。なお、この変更又は解除に伴い損害が生じたときは、当財団は損害賠償の責めを負うものとする。

19 問い合わせ先

〒892-0853 鹿児島市城山町5番1号

公益財団法人かごしま教育文化振興財団 事務局

(かごしま近代文学館・かごしまメルヘン館2階)

電話 099-227-1932

E-mail:zaidan@k-kb.or.jp